

## 静岡県告示第846号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行舞阪支店の項所在地の欄中「146番地」を「2701番地の9（舞阪協働センター3階）」に改める。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社富士吉原支店の項所在地の欄中「吉原2丁目10番23号」を「南町6番12号」に改める。

2の(2)のエの表株式会社清水銀行磐田支店の項所在地の欄中「592番地の14」を「一丁目3番地13」に改める。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫菊川支店の項所在地の欄中「掛川市中央2丁目19番地11（掛川支店内）」を「菊川市加茂5989番地」に改める。

### 附 則

この告示は、令和3年11月15日から施行する。ただし、スルガ銀行株式会社富士吉原支店に係る改正規定は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年11月8日から適用する。